

星槎大学 研究倫理規範

(目的)

第1条 星槎大学(以下「本学」という。)は、建学の精神を踏まえ、学術研究の信頼性と公共性を確保することを目的とし、日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成18年10月3日)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に準拠し、本学において研究に従事するすべての研究者及び研究に関わる事務職員が遵守すべき研究倫理規範(以下「規範」という。)を定める。

(定義)

第2条 この規範において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究、受託研究、学内外の諸機関等との共同研究等をいう。
- (2)「研究者」とは、本学の教職員のほか、学部生、大学院生、研究員等であつて、本学において研究活動に携わる全ての者(過去に携わっていた者を含む。)をいう。
- (3)「研究費」とは、本学が研究者に交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の判断と姿勢を示すよう努めなければならない。
- 3 研究者は、科学の自律性が社会から信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。
- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。
- 5 研究者は、自らの研究成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の発表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択しなければならない。
- 6 研究者は、研究・教育・学会活動等において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。
- 7 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、権利に配慮するとともに、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱わなければならない。

(研究費の取扱い)

第4条 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び学校法人国際学園並びに本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、企業等からの助成金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努めなければならない。

(公正な研究活動)

第5条 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表等の過程において、この規範の趣旨に沿って誠実に行動するとともに、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、また加担しない。

2 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自ら重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象者の尊重)

第6条 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重するとともに、研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データの提供を受けて研究を行う場合には研究への協力者に対してその目的、収集方法、個人情報の取扱い等について分かり易く説明し、協力者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、「学校法人国際学園個人情報保護に関する規程」の趣旨に則り、研究に関わる個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に漏らしてはならない。

3 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には、誠実に対応しなければならない。

(他者との関係)

第8条 研究者は、他者の研究成果等を正当に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

(ハラスメントの排除)

第9条 研究者は、「星槎大学ハラスメント防止に関する規程」の趣旨に則り、研究に関わる全ての人が、対等な個人として尊重され、ハラスメントのない状態を確保しなければならない。

(利益相反の防止)

第10条 研究者は、自らの研究活動にあたり、利益相反が発生しないように、本学の関係規程等を遵守し、本学と本学教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(承認を受ける義務)

第11条 研究者は、本学の諸規程において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該諸規程等によって定められた手続きによって承認を受けなければならない。

2 前項のほか、法令または当該分野の学会の規程等において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該法令または規程等で定められた手続きによって承認を受けなければならない。

(本学の責務)

第12条 本学は、この規範を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）の計画を策定し、実施する。

2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、別に定める規程により適切な措置を講じる。

3 本学は、この規範の適切な運用を図り、研究倫理教育を推進するため、星槎大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第 1 3 条 この規範に関する事務は、委員会がこれを行う。

（規範の改廃）

第 1 4 条 この規範の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附則

この規範は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。